

Title	大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員(上)
Sub Title	Arbeitseinsatz der Frauen während des Zweiten Weltkriegs (I)
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.1 (1990. 4) ,p.34- 53
JaLC DOI	10.14991/001.19900401-0034
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900401-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員（上）

矢野 久

目次

はじめに

第一章 女性就業構造

第一節 大戦以前の女性就業

第二節 大戦期の女性就業

第二章 女性「労働動員」政策

第一節 女性労働配置政策

第二節 女性「労働動員」政策

第三節 女性「労働動員」政策の成果（以上 本号）

第三章 「労働動員」に対する女性の態度

おわりに

はじめに

本稿の課題は、第二次世界大戦期ナチス・ドイツにおけるドイツ人女性労働動員の实態を解明することにある。

この時期の女性労働に関する本格的歴史研究が公刊されはじめたのは、1970年代に入ってからのものであり、このことは、ナチス・ドイツに関する歴史研究、とりわけ社会史的研究が1970年代に本格化したことと関係している。したがって、また、ナチス期の女性労働に関する社会史的研究は、ナチス・ドイツ観あるいはナチズム論とその発展と密接にかかわっているのである。これまでの研究を回顧すると、1970年代から80年代中葉までの歴史研究の成果においては、ナチス・ドイツではドイツ人女性の労働動員が行なわれなかったという説が通説となっていた。とはいえ、通説の中でも、その解釈となると一致した見解があるわけではなく、多様であった。

まず、第一の見解は、ナチスのイデオロギー、とくにナチスの女性像を重視するものである。この見解によれば、ナチスはドイツ人女性の職業活動に反対し、それゆえにドイツ人女性の全般的労働動員を導入しなかったのである。換言すれば、ナチスは、そのイデオロギーに立脚して意図的にドイツ人女性の労働動員を行なわなかった、というものである。⁽¹⁾

注(1) 古くは、Gersdorff、最近では Winkler: *Frauenarbeit*; dies.: "Frauenarbeit".

第一の見解がナチスのイデオロギーとその意図に重点を置いていたのに対し、第二の見解は、同じくナチスの側に原因を求めるとはいえ、ナチスの側の不安と恐れに究極の原因を求めるものである。この見解によれば、ドイツ人女性の強制的労働動員が住民に受け入れられておらず、したがってそれを導入すると内政上の社会的基盤、とくに国民の支持がえられなくなる、という不安と恐れによって、ドイツ人女性の労働動員が行なわれなかったというのである⁽²⁾。

この両者の見解に共通している点は、ドイツ人女性の労働動員がなかったことの原因を、イデオロギーや意図であるか、あるいは不安や恐れであるかを問わず、ナチスの側に、一般的にいえば国家権力の担い手の側に求めているということである。それに対して第三の見解は、国民、とりわけドイツ人女性に視点をおく。彼女たちに労働動員に応ずる気持ちがなかったことに、ドイツ人女性の労働動員失敗の原因を求めている。その中でも、労働者階級や下層中間層の女性の不満を重視する立場⁽³⁾と労働動員に対する中・上層階級の女性の意志欠如を重視する立場⁽⁴⁾とがある。

以上が第二次世界大戦期にナチス・ドイツでドイツ人女性の労働動員が行なわれなかったとする諸見解である。1980年代には、ドイツ人女性の労働動員は行なわれなかったという説は定説になりつつあったように思われた。ところが、1980年代後半になると、ドイツ人女性の労働動員は行なわれたと主張する研究が出てくるようになった。Schupetta は、すでに1939年にドイツ人女性の労働動員は相対的に限度に達しており、それゆえ、大戦期にはドイツ人女性を労働動員できなかった、と主張し⁽⁵⁾、Overy は、ナチスは積極的にドイツ人女性を労働動員したため、1941年までに限界に達してしまい、それ以降はドイツ人女性を労働動員できなかった、と強調する⁽⁶⁾。

このように、最近の研究史を回顧すると、ナチス・ドイツにおけるドイツ人女性労働動員の实態についても、またその実態の起因についても、一致した見解があるわけではないことが明らかとなる。そこで本稿では、第二次世界大戦期におけるドイツ人女性の労働動員の实態を分析し、その実態をもたらした原因を明らかにすることにした。まず、統計資料をもとに、1930年代ならびに第二次世界大戦期におけるドイツ人女性の就業状況を分析する。次に、この統計分析にもとづいて、二つの観点からアプローチすることによって、この就業状況をもたらした原因を明らかにする。その第一は、ナチス・ドイツがどのような女性労働配置政策を導入したのかであり、第二は、ドイツ人女性はこの政策に対してどのような態度をとったのかであり、この二つの問題設定に答えることによって、大戦期ドイツ人女性の労働動員の实態をもたらした要因を明らかにしようとするものである。

注(2) Mason: "Frauen", S. 177; DZW, Bd. 2, S. 313; Bleyer, S. 95f.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I und II.

(3) Bajohr, S. 294.

(4) Rupp, S. 192.

(5) Schupetta, S. 125f.

(6) Overy, S. 425ff.

第一章 女性就業構造

第一節 大戦以前の女性就業

まず、第二次世界大戦以前のドイツ人女性の就業状況を分析しよう。政権掌握当初、ナチスは、「共働き」を減らし、女性就業者数を減少させることによって、男性の雇用機会を増加させようとした。この意図は、女性就業者数を減少させる法的措置の導入には至らなかったが、ナチスは、「女性⁽⁷⁾は家庭に」という、主婦と母性を重視するイデオロギー（ここでは母性イデオロギーと称す）にもとづいて、プロパガンダを積極的に推進する一方で、こうした単なるプロパガンダを越えて、結婚資金貸付制度を導入することによって、先の意図を実現しようとした。この制度は、女性の就業放棄を条件に、1,000RMを限度に、男性工業労働者の月収の4～5倍の額を貸付け、さらに、子供が生まれると債務を4分の1削減するものであった。その意味で、この結婚資金貸付制度は、労働市場政策であるばかりでなく、出生数を増加させようとする人口政策でもあった。⁽⁸⁾

しかしこうした措置は、女性就業者数の減少をもたらすはしなかった。むしろ女性就業者数は増加を示した。健康保険被保険者統計によると、女性労働者・職員の絶対数は1932年から1936年の間に460万名から551万名へと、19.8%増加している。⁽⁹⁾同様のことは工業統計によっても確認しうる。工業部門に就業する女性の数は1933年から36年までに121万名から155万名になり、28.5%の増加をみたのである。もちろん、工業就業者全体に占める女性の比率は29.3%から24.7%に低下している⁽¹⁰⁾が、これは、ナチスのプロパガンダあるいは結婚資金貸付制度の結果ではなく、建設業、機械製造業、鉄・金属産業等の男性就業比率の高い生産財工業部門で就業者数が急増したのに対し、衣服業、繊維産業等の女性就業比率の高い消費財工業部門では就業者数が急増しなかった、という社会経済的理由によるものである。⁽¹¹⁾

このように、ナチスのプロパガンダないし政策は女性就業者数を減少させはしなかったが、一方、婚姻数の増加という結果をもたらした。婚姻数は1932年の最低水準51万7,000組から1936年には61万組へと増加し、人口比率においても人口1,000名に対し7.9組から9.1組へと上昇し、さらに1939年には11.2組にまで上昇したのである。⁽¹²⁾

出生率はどのように変化したであろうか。世紀転換期には人口1,000名あたり36名が出生していたが、その後一貫して出生率は低下し、1933年には人口1,000名あたり14.7名と最低を示した。し

注(7) Winkler: *Frauenarbeit*, S. 42ff.; Klinksiek, S. 101; Schoenbaum, S. 226ff, 邦訳214頁以下。

(8) Mason: "Frauen", S. 139; Klinksiek, S. 102f.

(9) 男性の就業者数増加は同時期に52.8%であったため、被保険労働者・職員総数に占める女性の相対的比率は36.8%から31.2%へと低下した。Stat. Handb., S. 474.

(10) WuS, 1939, S. 389ff.

(11) WuS, 1939, S. 389; Mason: "Frauen", S. 140; Winkler: "Frauenarbeit", S. 107.

(12) Stat. Handb., S. 47.

表 1 1933年, 1939年の旧ライヒにおける年齢別就業者統計 (サルランドを除く)

(単位 1,000名)

年齢層	1939年			1933年			増減(1933-1939年)				
	人口	そのうち 就業者		人口	そのうち 就業者		人口	%		就業者	
		%			%				%		
男 性	14歳以上 14歳未満	7,568.4	88.2	1.2	7,633.2	67.6	0.9	- 64.8	- 0.8	+ 20.6	+ 30.5
	14歳以上 16歳未満	1,123.3	839.2	74.7	654.3	411.0	62.8	+ 469.0	+ 71.7	+ 428.2	+ 104.2
	16 " 18 "	1,169.9	1,045.2	89.3	723.7	612.2	84.6	+ 446.2	+ 61.7	+ 433.0	+ 70.7
	18 " 20 "	1,042.0	983.3	94.4	1,177.9	1,088.3	92.4	- 135.9	- 11.5	- 105.0	- 9.6
	20 " 25 "	1,130.5	1,055.8	93.4	3,093.9	2,923.7	94.5	-1,963.4	- 63.5	-1,867.9	- 63.9
	25 " 30 "	3,063.4	2,994.2	97.7	3,053.6	2,977.0	97.5	+ 9.8	+ 0.3	+ 17.2	+ 0.6
	30 " 40 "	5,992.1	5,881.4	98.2	4,966.8	4,821.3	97.1	+1,025.3	+ 20.6	+1,060.1	+ 22.0
	40 " 50 "	4,055.1	3,895.1	96.1	3,727.4	3,538.8	94.9	+ 327.7	+ 8.8	+ 356.3	+ 10.1
	50 " 60 "	3,337.3	3,000.8	89.9	3,334.2	2,898.0	86.9	+ 3.1	+ 0.1	+ 102.8	+ 3.5
	60 " 65 "	1,473.7	1,058.7	71.8	1,247.7	854.3	68.5	+ 226.0	+ 18.1	+ 204.4	+ 23.9
65歳以上	2,462.7	731.0	29.7	2,072.9	624.8	30.1	+ 389.8	+ 18.8	+ 106.2	+ 17.0	
合計	32,418.4	21,572.9	66.5	31,685.6	20,817.0	65.7	+ 732.8	+ 2.3	+ 755.9	+ 3.6	
そのうち14歳以上65歳未満	22,387.3	20,753.7	92.7	21,979.5	20,124.7	91.6	+ 407.8	+ 1.9	+ 629.0	+ 3.1	
女 性	14歳以上 14歳未満	7,290.2	76.5	1.0	7,391.7	53.7	0.7	- 101.5	- 1.4	+ 22.8	+ 42.5
	14歳以上 16歳未満	1,091.4	720.0	66.0	630.4	292.1	46.3	+ 461.0	+ 73.1	+ 427.9	+ 146.5
	16 " 18 "	1,161.0	980.2	84.4	703.4	498.2	70.8	+ 457.6	+ 65.1	+ 482.0	+ 96.7
	18 " 20 "	1,211.7	1,043.4	86.1	1,166.8	916.8	78.6	+ 44.9	+ 3.8	+ 126.6	+ 13.8
	20 " 25 "	1,892.5	1,283.4	67.8	3,080.9	2,147.6	69.7	-1,188.4	- 38.6	- 864.2	- 40.2
	25 " 30 "	3,040.3	1,485.2	48.9	3,063.8	1,575.8	51.4	- 23.5	- 0.8	- 90.6	- 5.7
	30 " 40 "	5,974.1	2,645.6	44.3	5,570.8	2,287.9	41.1	+ 403.3	+ 7.2	+ 357.7	+ 15.6
	40 " 50 "	4,984.5	2,168.7	43.5	4,457.1	1,735.6	38.9	+ 527.4	+ 11.8	+ 433.1	+ 25.0
	50 " 60 "	3,866.4	1,432.7	37.1	3,622.1	1,270.0	35.1	+ 244.3	+ 6.7	+ 162.7	+ 12.8
	60 " 65 "	1,622.8	456.0	28.1	1,334.9	368.2	27.6	+ 287.9	+ 21.6	+ 87.8	+ 23.8
65歳以上	2,893.8	406.8	14.1	2,511.0	333.1	13.3	+ 382.8	+ 15.2	+ 73.7	+ 22.1	
合計	35,028.7	12,698.5	36.3	33,532.9	11,479.0	34.2	+1,495.8	+ 4.5	+1,219.5	+ 10.6	
そのうち14歳以上65歳未満	24,844.8	12,215.3	49.2	23,630.2	11,092.2	46.9	+1,214.6	+ 5.1	+1,123.1	+ 10.1	
既婚女性	14歳以上 14歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	14歳以上 16歳未満	-	-	-	0.1	-	-	- 0.1	-100.0	-	-
	16 " 18 "	5.4	1.7	31.5	2.6	1.1	42.3	+ 2.8	+107.7	+ 0.6	+ 54.5
	18 " 20 "	64.4	20.0	31.0	36.5	10.6	29.0	+ 27.9	+ 76.4	+ 9.4	+ 88.7
	20 " 25 "	684.3	208.4	30.5	761.9	216.2	28.4	- 77.6	- 10.2	- 7.8	- 3.6
	25 " 30 "	2,094.5	660.8	31.5	1,797.3	514.4	28.6	+ 297.2	+ 16.5	+ 146.4	+ 28.5
	30 " 40 "	4,709.0	1,621.1	34.4	4,200.8	1,223.8	29.1	+ 508.2	+ 12.1	+ 397.3	+ 32.5
	40 " 50 "	3,805.5	1,362.3	35.8	3,361.0	1,065.7	31.7	+ 444.5	+ 13.2	+ 296.6	+ 27.8
	50 " 60 "	2,633.6	878.6	33.4	2,525.8	785.8	31.1	+ 107.8	+ 4.3	+ 92.8	+ 11.8
	60 " 65 "	948.5	269.6	28.4	771.5	207.8	26.9	+ 177.0	+ 22.9	+ 61.8	+ 29.7
65歳以上	1,013.2	200.1	19.7	859.2	152.0	17.7	+ 154.0	+ 17.9	+ 48.1	+ 31.6	
合計	15,958.4	5,222.6	32.7	14,316.7	4,177.4	29.2	+1,641.7	+ 11.5	+1,045.2	+ 25.0	
そのうち14歳以上65歳未満	14,945.2	5,022.6	33.6	13,457.5	4,025.4	29.9	+1,487.7	+ 11.5	+ 997.2	+ 24.8	
未婚・離婚・未亡人	14歳以上 14歳未満	7,290.2	76.5	1.0	7,391.7	53.7	0.7	- 101.5	- 1.4	+ 22.8	+ 42.5
	14歳以上 16歳未満	1,091.4	720.0	66.0	630.3	292.1	46.3	+ 461.1	+ 73.2	+ 427.9	+ 146.5
	16 " 18 "	1,155.6	978.5	84.7	700.8	497.1	70.9	+ 454.8	+ 64.9	+ 481.4	+ 96.8
	18 " 20 "	1,147.3	1,023.5	89.2	1,130.4	906.2	80.2	+ 16.9	+ 1.5	+ 117.3	+ 12.9
	20 " 25 "	1,208.2	1,075.0	89.0	2,318.9	1,931.3	83.3	-1,110.7	- 47.9	- 856.3	- 44.3
	25 " 30 "	945.9	824.4	87.2	1,266.5	1,061.5	83.8	- 320.6	- 25.3	- 237.1	- 25.7
	30 " 40 "	1,265.0	1,024.5	81.0	1,370.0	1,064.1	77.7	- 105.0	- 7.7	- 39.6	- 3.7
	40 " 50 "	1,178.9	806.3	68.4	1,096.1	669.8	61.1	+ 82.8	+ 7.6	+ 136.5	+ 20.4
	50 " 60 "	1,232.9	554.1	44.9	1,096.3	484.2	44.2	+ 136.6	+ 12.5	+ 69.9	+ 14.4
	60 " 65 "	674.3	186.4	27.6	563.4	160.5	28.5	+ 110.9	+ 19.7	+ 25.9	+ 16.1
65歳以上	1,880.6	206.7	11.0	1,651.8	181.1	11.0	+ 228.8	+ 13.9	+ 25.6	+ 14.1	
合計	19,079.3	7,475.9	39.2	19,216.2	7,301.6	38.0	- 145.9	- 0.8	+ 174.3	+ 2.4	
そのうち14歳以上65歳未満	9,890.6	7,192.7	72.7	10,172.7	7,066.8	69.5	- 273.1	- 2.7	+ 125.9	+ 1.8	

(出典: W&S, 21.Jg., 1941, S.50f.)

かし1934年以降出生数は相対的に増加し、1936年には人口1,000名に対する出生率は19.0名に、⁽¹³⁾1939年には20.4名に上昇するにいたった。この出生率上昇をもたらした原因としては、扶養家族除、産婦への出産手当、児童手当等の福祉政策の導入と墮胎に対する処罰の強化が考えられる。⁽¹⁴⁾しかし、ナチスのプロパガンダと政策が婚姻数の増加をもたらしたとはいえ、出生率の上昇をもたらしたとはいえない。というのは、1929年に結婚し、5年後の1934年末になお婚姻関係を継続していた夫婦のうち、25.9%には子がなく、36.4%が一子をもうけていた。それに対して1933年に結婚し、5年後の1938年末になお婚姻関係を継続していた夫婦のうち、子がなく夫婦は33.1%、一子をもうけた夫婦は26.8%にすぎず、子のない夫婦の割合が増えているからである。⁽¹⁵⁾

1930年代後半のいわゆる「四カ年計画」の時期になると、失業をいかに克服するかはもはや問題ではなくなり、必要な労働力をいかに調達するかが問題となった。⁽¹⁶⁾その中で、主婦と母性の積極的意味そのものは変更されることなく、女性労働力も無視しえない重要な労働力供給源とみなされるようになった。そこで、1930年代後半期におけるドイツ人女性の就業状況と構造を明らかにするために、1933年と1939年の国勢調査を比較検討することにしよう。表1から明らかになる点は、第一に、女性就業率（女性人口に占める女性就業者数の比率）、とりわけ既婚女性の就業率が上昇したということである。第二に、婚姻は女性を労働過程から家庭にひきもどすことにはならなかったということである。この点を明らかにするために、20歳から29歳までの女性をみてみよう。この年齢層は、第一次世界大戦期生まれのため、その人口は減少している。しかも、この年齢層の就業率は大幅に低下していた。しかし注目すべき点は、同年齢層の既婚者であり、彼女たちの就業者数は増加の一途をたどり、したがって、その就業率は28.5%から31.3%へと上昇しているのである。⁽¹⁷⁾

次に、社会層別・産業部門別にドイツ人女性の就業構造をみると、表2が示すように、ドイツ人女性の就業として重要な位置を占めていたのが、補助家族構成員であり、その83%は農業部門に従事していた。しかも、この農業部門では農業労働者の減少をこの補助家族構成員数の増加によって補填しており、その意味でとくに非就業の女性家族構成員が農業部門に投入されていたといえる。また女性就業にとって少なからぬ割合を占め、ほぼ100%女性によって担われていた家事奉公は、補助家族構成員ほどではないとはいえ、1930年代に増加し、女性就業者全体の10.5%を占めるようになった。したがって、女性就業者の約半分がこの農業部門と家事奉公の二部門で就業していたこ

注 (13) *Stat. Handb.*, S. 47.

(14) Winkler: *Frauenarbeit*, S. 49; Mason: "Frauen", S. 142ff.

(15) *Stat. Handb.*, S. 54f.; Mason: "Frauen", S. 150ff.

(16) Mason: *Arbeiterklasse*; ders.: *Sozialpolitik*; Yano: *Hüttenarbeiter*.

(17) *WuS*, 1941, S. 50ff.; Mason: "Frauen", S. 162f. ただ、女性就業と結婚との関係については、社会階層によって大きな格差が生じている点に注意する必要がある。1939年には女性の就業者総数のうち41.4%が既婚であったが、官吏、職員層においては6.2%、11.4%と婚姻率は低く、また労働者、自営業者においても28.2%、28.7%で平均を下まわっていた。それに対し補助家族構成員 (*mitthelfende Familienangehörige*) の場合には70.8%と圧倒的に婚姻率が高かった。*Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 556/2, 1942, S. 4; Mason: "Frauen", S. 164.

表 2 1933年, 1939年の社会階層・産業部門別就業者統計

(単位:1,000名)

	1939年			1933年			増 減(%)		
	全 体	男 性	女 性	全 体	男 性	女 性	全 体	男 性	女 性
農林業									
自営業者	1,958.1	1,714.8	243.3	2,177.8	1,875.9	301.9	-10.0	- 8.6	-19.4
補助家族構成員	4,772.3	942.4	3,829.9	4,516.2	1,046.6	3,469.6	+ 5.7	-10.0	+10.4
職員・官吏	92.9	82.5	10.4	118.1	99.0	19.1	-21.3	-16.7	-45.5
官吏	17.6	17.6	—	17.0	16.9	0.1	+ 3.5	+ 4.1	—
職員	75.3	64.9	10.4	101.1	82.1	19.0	-25.5	-21.0	-45.3
労働者	2,111.0	1,314.0	797.0	2,530.7	1,672.5	858.2	-16.6	-21.4	- 7.1
合 計	8,934.3	4,053.7	4,880.6	9,342.8	4,694.0	4,648.8	- 4.4	-13.6	+ 5.0
工業・手工業									
自営業者	1,367.6	1,144.6	223.0	1,490.2	1,243.5	246.7	- 8.2	- 8.0	- 9.6
補助家族構成員	292.1	23.8	268.3	273.1	46.7	226.4	+ 7.0	-49.0	+18.5
職員・官吏	1,677.7	1,203.2	474.5	1,349.5	1,020.9	328.6	+24.3	+17.9	+44.4
官吏	26.2	25.8	0.4	23.3	22.8	0.5	+12.4	+13.2	-20.0
職員	1,651.5	1,177.4	474.1	1,326.2	998.1	328.1	+24.5	+18.0	+44.5
労働者	11,080.7	8,736.2	2,344.5	9,938.4	7,981.7	1,956.7	+11.5	+ 9.5	+19.8
合 計	14,418.1	11,107.8	3,310.3	13,051.2	10,292.8	2,758.4	+10.5	+ 7.9	+20.0
商業・交通									
自営業者	1,169.7	895.0	274.7	1,250.3	935.2	315.1	- 6.4	- 4.3	-12.8
補助家族構成員	521.6	40.1	481.5	496.4	66.8	429.6	+ 5.1	-40.0	+12.1
職員・官吏	2,324.7	1,478.5	846.2	2,333.0	1,540.4	792.6	- 0.4	- 4.0	+ 6.8
官吏	573.9	540.0	33.9	549.5	510.5	39.0	+ 4.4	+ 5.8	-13.1
職員	1,750.8	938.5	812.3	1,783.5	1,029.9	753.6	- 1.8	- 8.9	+ 7.8
労働者	1,992.1	1,510.6	481.5	1,883.1	1,456.0	427.1	+ 5.8	+ 3.8	+12.7
合 計	6,008.1	3,924.2	2,083.9	5,962.8	3,998.4	1,964.4	+ 0.8	- 1.9	+ 6.1
公・私サービス									
自営業者	288.4	219.9	68.5	295.3	227.4	67.9	- 2.3	- 3.3	+ 0.9
補助家族構成員	41.6	2.2	39.4	26.4	3.0	23.4	+57.6	-26.7	+68.4
職員・官吏	2,367.9	1,717.9	650.0	1,783.4	1,241.0	542.4	+32.8	+38.4	+19.8
官吏	1,200.5	1,112.6	87.9	919.0	829.9	89.1	+30.6	+34.1	- 1.3
職員	1,167.4	605.3	562.1	864.4	411.1	453.3	+35.1	+47.2	+24.0
労働者	865.9	530.2	335.7	564.6	340.5	224.1	+53.4	+55.7	+49.8
合 計	3,563.8	2,470.2	1,093.6	2,669.7	1,811.9	857.8	+33.5	+36.3	+27.5
家事奉公									
職員	18.7	0.8	17.9	28.4	2.0	26.4	-34.2	-60.0	-32.2
労働者	1,325.6	11.7	1,313.9	1,241.1	17.9	1,223.2	+ 6.8	-34.6	+ 7.2
合 計	1,344.3	12.5	1,331.8	1,269.5	19.9	1,249.6	+ 5.9	-37.2	+ 6.6
総計									
自営業者	4,783.8	3,974.3	809.5	5,213.6	4,282.0	931.6	- 8.2	- 7.2	-13.1
補助家族構成員	5,627.6	1,008.5	4,619.1	5,312.1	1,163.1	4,149.6	+ 5.9	-13.3	+11.3
職員・官吏	6,481.9	4,482.9	1,999.0	5,612.4	3,903.3	1,709.1	+15.5	+14.8	+17.0
官吏	1,818.2	1,696.0	122.2	1,508.8	1,380.1	128.7	+20.5	+22.9	- 5.1
職員	4,663.7	2,786.0	1,876.8	4,103.6	2,523.2	1,580.4	+13.6	+10.5	+18.8
労働者	17,375.3	12,102.7	5,272.6	16,157.9	11,468.6	4,689.3	+ 7.5	+ 5.5	+12.4
就業者総数	34,268.6	21,568.4	12,700.2	32,296.0	20,817.0	11,479.0	+ 6.1	+ 3.6	+10.6

(出典: Stat. Handb., S. 32f.)

とになる。それに対して、いわゆる工業・手工業部門には1939年に26%しか就業していなかった。また社会層別にみると、補助家族構成員が重要な比重を占めていた。その意味で、Schupettaのように、女性の労働過程への配置投入がすでに1939年に一定の限界に達していた、と主張することはできないであろう。⁽¹⁸⁾

しかし他方で、Masonのように、工業部門には女性はわずかしき配置投入されず、結婚と出産の奨励というナチスの政策は女性就業者数の増加と基本的に対立していた、と捉えることがはたしてできるであろうか。⁽¹⁹⁾この点を明らかにするために、工業部門の女性就業をみることにしよう。表2が示すように、工業・手工業部門全体における女性就業者数の増加は、平均を上まわるものであった。その中でも工業部門における女性就業者数の増加率は工業・手工業部門全体のそれを大幅に上まわるものであった。工業部門全体の就業者に占める女性就業者数の比率は、前述したように1936年まで低下していったが、それ以降は上昇している。

次に工業部門内部における女性の就業構造をみることにしよう。消費財工業では1935年以降女性就業比率が上昇し、また生産財工業では、最低水準を示した1936年以降、女性就業比率は上昇した。しかも、生産財工業での女性就業者数の絶対的増加は、消費財工業のそれをはるかに上まわっていた。⁽²⁰⁾たしかに工業部門に就業する女性の約3分の2が消費財工業に就業しており、消費財工業が女性の就業にとって決定的に重要な部門であったことは否めない。具体的には、1938年にたとえば繊維業で46万2,000名、食糧産業で20万1,000名、衣服業で18万5,000名の女性が就業していた。しかし他方、生産財工業の中でも、女性就業者数が多い部門もあった。たとえば、電機産業では11万1,000名、金属製品工業では6万8,000名が就業していたのである。⁽²¹⁾

このように、1930年代ドイツの女性就業の実態は、「女性は家庭に」というナチスの母性イデオロギーとその政策とは明らかに異なるものであった。この時期に、女性就業者数、とりわけ既婚女性の就業者数は増加した。1936年までは女性の就業比率は低下したとはいえ、それはナチスの母性イデオロギー政策によるものではなかった。第一次産業部門から第二次・第三次産業部門への労働力の重点移動がみられ、農業部門ではとくに非就業の女性家族構成員が労働投入され、いわゆる農業労働者数の減少を補填していた。それに対し、工業部門では、1930年代後半に女性就業者数は著しく増加したのである。しかし、他方でこれは、ナチス・ドイツの経済的必要性による労働力政策の直接的帰結であるとはいえない。というのは、非就業を結婚資金貸付の条件にする政策は1937年10月に廃止され、非就業女性が労働過程に入りやすくなったが、家事奉公を工業部門へ、工業部門の中でも消費財部門から軍需関連部門へという形で女性労働力の移動が行なわれたわけではなかつ

注 (18) Schupetta, S. 36ff., 47, 55ff., 136.

(19) Mason: "Frauen", S. 167, 172ff.

(20) WuS, 1939, S. 389ff.; Kuczynski, Bd. 18, S. 214f.

(21) WuS, 1939, S. 391.

(22) それに対し Winkler: *Frauenarbeit*, S. 56ff.

たからである。唯一、女性農業労働者数の減少が確認されうるにすぎない⁽²²⁾。また、1939年2月に、労働義務制が導入されたが、未婚の失業女性だけが対象とされ、戦争勃発までにわずか5万名の女性が実際に労働を義務づけられたにすぎない⁽²³⁾。

それゆえ、1930年代に女性就業者数が増加し、また女性就業比率が上昇したにもかかわらず、大戦前にはなお数多くの非就業女性が存在していた。1939年には14歳から65歳までの女性労働可能人口のうち、49.2%が実際に就業していたにすぎず、なお半分以上の女性が労働をまぬがれていた⁽²⁴⁾のである。特に既婚女性の場合、同年齢層の66.4%は相変わらず労働していなかった⁽²⁴⁾。

とはいっても、ナチス国家指導部はそのイデオロギーに立脚して、ドイツ人女性の労働動員を考慮しなかったというわけではない。すでに1937年11月には、既婚女性の就業を阻む法規制は廃止さ⁽²⁵⁾れ、さらに、1938年7月8日、Göringは航空機産業家に対して、「戦時動員の場合、我々は再び非常に広範囲な規模で女性労働に着手しなければならない」という考えを表明し、そのための予備手段を整えておくように訴えていた⁽²⁶⁾。続いて、1939年6月23日のライヒ防衛評議会でGöringは「戦時の女性労働義務は決定的に重要である」ことを強調し、男性労働力の代替と補充のために女性を大々的に戦争経済に重要な労働に就業させることの必要性を説いた⁽²⁷⁾。

このように、大戦前にナチス国家指導部はドイツ人女性の労働動員の戦争経済的必要性を認識していたのである。しかし実際には導入されなかった。というのは、その背景にナチスの母性イデオロギーが存在していたからである。1930年代においてはナチス・ドイツは、イデオロギーと戦争経済的必要性との間で揺れ動き、両方を同時進行的に推進していったといえよう。したがって、ドイツ人女性は経済的な緊急用の代替あるいは経済的な目的のための手段にとどまるものではなかった⁽²⁸⁾。このイデオロギーと戦争経済的必要性の双方を共存させる課題を担ったのが、「民族共同体」によるプロパガンダであったが、母性イデオロギーは、戦争経済的必要性による女性の労働配置よりもはるかに高くプロパガンダされ、両者の共存を不可能にした⁽²⁹⁾。それでは、第二次世界大戦が始まることによって、母性イデオロギーと戦争経済遂行のためのドイツ人女性の労働配置政策との関係に大きな変化が生じたのであろうか。ドイツ人女性の就業状況はどのように変化したのであろうか。この問題を明らかにするために、次節では、第二次世界大戦中のドイツ人女性の就業構造を統計的に分析することにしよう。

注 (23) Winkler: *Frauenarbeit*, S. 60ff.

(24) *WuS*, 1941, S. 50 この点は、第二次世界大戦期の女性労働動員をめぐる論議ならびに民意を考察するうえできわめて重要である。

(25) Winkler: *Frauenarbeit*, S. 57; Kuczynski: Bd. 6, S. 152.

(26) *Besprechung Görings mit den Herren der Luftfahrtindustrie am 8. 7. 1938*, Dok. 140-R, *IMT*, Bd. 38, S. 395.

(27) Dok. 3787-PS, *IMT*, Bd. 33, S. 151. ライヒ労働省の政務次官 Syrup によれば、なお350万名の非就業の女性が労働動員可能であった。 *Ibid.*, S. 153.

(28) それに対し Klinksiek, S. 108.

(29) Klinksiek, S. 110f.

表 3 1939年～1944年の産業部門別・性別ドイツ人就業者統計

(単位1,000名,各5月31日現在)

産業部門	1939年		1940年		1941年		1942年		1943年		1944年				
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
													数	%	数
I 農業	5,054	6,049	4,317	5,689	3,892	5,369	3,579	5,673	3,343	5,665	3,014	5,694			
II 工業・運輸等	4,501	3,980	11,071	3,887	11,206	4,000	9,892	3,944	9,082	4,242	8,379	4,111			
(a)工業	8,071	2,765	6,936	2,615	6,534	2,665	5,790	2,579	5,350	2,820	4,923	2,717			
(b)手工業	4,253	1,054	3,109	1,013	2,744	986	2,276	931	2,066	891	1,898	847			
(c)運輸	1,964	144	1,745	237	1,749	323	1,658	407	1,508	502	1,409	518			
(d)電力・ガス	214	17	180	21	179	25	168	27	158	29	149	28			
III 貿易・銀行・保険	2,511	2,083	1,773	1,946	1,514	1,844	1,306	1,818	1,115	1,818	977	1,701			
IV 行政・サービス	1,821	849	1,643	963	1,590	1,036	1,235	1,139	1,134	1,206	1,028	1,200			
V 軍部行政	584	105	516	194	556	248	853	332	779	513	749	546			
VI 家事奉公	15	1,560	1,511	1,473	1,410	8	1,362	5	1,301			
VII 家内労働	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)			
総計	24,488	14,626	37.4	20,219	14,190	41.2	18,758	13,971	42.7	16,864	14,315	45.9	14,175	14,808	51.1
	39,114		34,409		32,729		31,179		30,268		28,983				

(出典：USSBS, S. 205)

表 4 1939年～1944年の産業別・ドイツ人外国人別就業統計

(単位1,000名,各5月31日現在)

産業部門	1939年		1940年		1941年		1942年		1943年		1944年	
	ドイツ人	外国人	ドイツ人	外国人	ドイツ人	外国人	ドイツ人	外国人	ドイツ人	外国人	ドイツ人	外国人
I 農業	11,103	120	10,006	681	9,262	1,459	9,252	1,978	9,008	2,293	8,708	2,478
II 工業・運輸等	18,482	155	15,857	402	15,206	1,379	13,836	1,879	13,324	3,566	12,489	4,132
(a)工業	10,886	110	9,551	256	9,200	965	8,869	1,401	8,170	2,829	7,640	3,163
(b)手工業	5,307	29	4,122	108	3,730	310	3,207	296	2,957	430	2,745	537
(c)運輸	2,109	16	1,982	35	2,073	97	2,064	171	2,010	289	1,927	407
(d)電力・ガス	231	1	202	2	204	7	195	10	187	19	177	26
III 貿易・銀行・保険	4,595	8	3,719	20	3,358	58	3,124	95	2,933	148	2,679	188
IV 行政・サービス	2,670	7	2,605	21	2,626	51	2,373	48	2,340	62	2,228	94
V 軍部行政	689	2	710	11	804	39	1,184	60	1,292	120	1,294	163
VI 家事奉公	1,575	7	1,511	15	1,473	33	1,410	56	1,370	72	1,307	72
VII 家内労働	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
総計	39,114	301	34,409	1,148	32,729	3,020	31,179	4,115	30,269	6,260	28,984	7,126
	39,415		35,557		35,749		35,294		36,529		36,110	

(出典：USSBS, S. 206)

第二節 大戦期の女性就業

第二次世界大戦期ドイツの就業構造においてまず目につくのは、表3から明らかになるように、ドイツ人男性の召集によって、ドイツ人の就業者数は減少の一途をたどり、また、その減少分はドイツ人女性によっては補填されなかった点である。つまり、ドイツ人男性の就業者数の激減に対し、ドイツ人女性の就業者数は、まず1939年から1941年まで減少し、それ以降増加に転じたものの、1943年以降停滞していたのである。それによって、たしかにドイツ人就業者に占めるドイツ人女性の比率は、1939年から1944年の間に37.4%から51.1%にまで上昇し、また、個々の部門でも上昇を示した。Overyはこのドイツ人就業者に占めるドイツ人女性の比率の上昇から、ナチスがドイツ人女性を積極的に労働動員したと結論づけたが⁽³⁰⁾、しかしこの上昇は、ドイツ人男性が大量に召集されることによって就業者数が絶対的に激減したためであり、後に述べるように、ドイツ人女性が積極的に労働動員されたためではなかった。行政、サービス部門ではドイツ人女性の就業者数は絶対的に増加し、それに対して家事奉公は減少した。それ以外の部門では、戦争初期の段階でドイツ人女性就業者数は減少し、その後わずかに増加ないし停滞している。総じて、ドイツ人女性の大幅な就業構造の変化はなかったといえよう。外国人労働者を含めた就業者数全体に占めるドイツ人女性の割合は表4、5から明らかになるように、1940年以降わずかな変動はあるものの、ほとんど変化はなかった。

表5：労働力全体に占める
ドイツ人女性の割合

1939年	37.1%
1940年	39.9
1941年	39.1
1942年	40.6
1943年	40.5
1944年	41.0

(出典：USSBS, S. 205f.)

次に表6、7、8をもとにして、工業部門におけるドイツ人女性の就業構造をみてみよう。旧ライヒにおけるドイツ人女性の工業就業者数の絶対数は、戦争勃発後、減少・停滞したが、工業部門別にみると、原材料部門（鉱業、製鉄業、金属業、化学工業等）ならびに製造業部門（機械製造、電機等）で増加し、建設業部門と消費財部門では減少した。Overyはそこに、戦争勃発以降積極的にドイツ人女性を労働動員しようとしたナチスの意図の結果をみている⁽³¹⁾。しかし、外国人労働者、戦時捕虜を含む工業部門就業者数全体に占めるドイツ人女性の割合でみると、1939年5月から1940年5月にかけてその比率は上がったとはいえ、それ以降はむしろ停滞ないし低下していたのである。換言すれば、外国人労働者と戦時捕虜の比重が重くなったということである。部門別の比率でみると、原材料部門、製造業部門でドイツ人女性の比率が上がっているが、原材料部門では1940年以降はむしろ停滞し、製造業部門で1941年5月から1942年5月にかけてわずかに比率が上昇したとはいえ、どちらかといえば停滞していた。両部門とも1939年5月から1940年5月にかけてドイツ人女性の比率が上昇したが、しかしこの時期には消費財部門においてもドイツ人女性の比率は上昇したのである。この戦争初年度におけるドイツ人女性の就業比率の上昇は、召集によるドイツ人男性の労働過

注(30) Overy, S. 425f.

(31) Overy, S. 427. ただし Overy の統計は外国人を含む女性就業者数の比率であり、外国人労働力の少なからぬ部分を占めた外国人女性をドイツ人女性と分別せず合算してしまうのは問題がある。

程からの離脱と、外国人労働者がまだそれほど積極的に動員されていなかったことと関係している。

しかしそれでも、全産業部門に就業するドイツ人女性の数が停滞し、かつまた、工業部門全体においては減少・停滞していた事実を考慮すれば、生産財部門においてドイツ人女性就業者の絶対数が増加し、消費財部門で減少した⁽³²⁾ということは、大戦期に工業部門内の女性就業構造の変化があったことを示している。しかしそれは、就業していないドイツ人女性の労働過程への投入を意味するものではなく、むしろ、既に就業しているドイツ人女性工業労働者の部門内配置転換を意味するものである。

このように、統計的分析によって明らかになった点は、第一に、すでに1930年代の後半に、かなりのドイツ人女性、とりわけ既婚女性が労働に就くようになったということ、第二に、第二次世界大戦期の初期にはそのプロセスは逆転し、ドイツ人女性の就業者数は減り、その後停滞するに至ったということ、第三に、工業部門では、1930年代にみられたドイツ人女性就業者数の増大は、大戦期になるともはやありえなかった、しかし、その内部では、消費財部門での減少と生産財部門での増加という現象がみられたということである。したがって、大戦直前に大量の女性労働力予備軍が存在していたとはいえ、それは、Winkler が主張するような、94万名の独身女性、子供をもたない540万名の既婚女性というほどには大量ではなかった⁽³⁴⁾。しかし他方で、Schupetta が主張するように、すでに1939年に女性就業は「相対的な頂点」に達したともいえない⁽³⁵⁾。先述したように、ナチス国家指導部はすでに大戦前にドイツ人女性の労働動員の構想を模索していたが、その前提として350万名のドイツ人女性の労働動員が可能であると考えていた。その数とは

表 6: 旧ライヒ工業部門別ドイツ人女性就業者統計

(単位1,000名,各5月31日現在)

	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年
原材料部門	240	266	278	282	314	338
製造業部門	671	790	864	913	988	1,049
建設業部門	41	33	34	31	31	32
消費財部門	1,552	1,335	1,293	1,144	1,096	958
総計	2,504	2,425	2,469	2,370	2,429	2,377

(出典: *Die deutsche Industrie*, S. 150ff.)

表 7: 旧ライヒ工業部門別就業者統計

(単位1,000名,各5月31日現在)

	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年
原材料部門	2,045	1,963	2,100	2,097	2,282	2,400
製造業部門	3,575	3,681	3,995	4,098	4,415	4,640
建設業部門	1,309	963	961	687	596	618
消費財部門	3,209	2,631	2,542	2,269	2,239	1,992
総計	10,138	9,238	9,598	9,151	9,530	9,650

(出典: *Die deutsche Industrie*, S. 150ff.)

表 8: 旧ライヒ工業部門別ドイツ人女性就業比率

(単位%,各5月31日現在)

	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年
原材料部門	11.7	13.6	13.2	13.4	13.8	14.1
製造業部門	18.8	21.5	21.6	22.3	22.4	22.6
建設業部門	3.1	3.4	3.5	4.5	5.2	5.2
消費財部門	48.4	50.7	50.9	50.4	49.0	48.1
総計	24.7	26.3	25.7	25.9	25.5	24.6

(出典: 表 6, 7 から算出)

注 (32) Schupetta, S. 63ff.

(33) Scharlau, S. 89ff.

(34) Winkler: "Frauenarbeit", S. 113, 126.

(35) Schupetta, S. 136ff., 141ff.

もかく、なおかなりのドイツ人女性労働者が大戦前に非就業のまま存在し、そして大戦中は、労働力需要の急激な高まりにもかかわらず、ドイツ人女性の就業者数はむしろ減少・停滞したのである。その原因はいったい何に求めうるのだろうか。それが次節以降の課題である。

第二章 女性「労働動員」政策

第一節 女性労働配置政策

本節では、1943年1月に「労働総動員」令が導入される以前の時期において、ナチス国家指導部がどのようなドイツ人女性の労働配置政策を実施していたかを検討することによって、大戦初期の段階でなにゆえドイツ人女性の就業者数が減少・停滞したのかを明らかにする。その原因として、第一に、女性労働動員が実施されなかったということ、第二に、女性の就業を阻むような制度が導入されていたということ、の二つがあげられる。

まず、ナチス国家指導部がドイツ人女性の労働動員を実施しなかったという点であるが、これは、前述したように、ナチス国家指導部がドイツ人女性の労働動員を構想していなかったということではなく、最終的に構想の実現が高度の政治的判断にもとづいて拒否されたということである。

1940年4月末にライヒ労働大臣は、ライヒ防衛課題のための女性労働配置強化に関する命令草案を提示した。それは、幼児のいない14歳から40歳までの女性を、労働配置能力検査のために労働局に届けさせようとするものであった。この提案は議論されたものの、6月になって Göring は本草案破棄を決定した。⁽³⁶⁾ この事実は、女性労働動員が国家指導部において本格的に議論の対象となっていたことを示している。しかし実際には高度の政治判断によって草案は破棄されたのである。さらに DAF の Ley は1941年9月10日、一般的な女性労働義務制の導入を要求したが、ヒトラーは9月22日、その導入を拒否している。こうした高度の政治的判断の背景には、イデオロギー的動機が決定的なものとして存在していた。⁽³⁷⁾ しかし他方で、この時期にはまだ、「電撃戦」構想に立脚して、ドイツ経済の再編成は不必要であるという認識があったことは、看過されてはならないであろう。そしてその背後には、外国人労働力を豊富に利用しようという期待が存在していたのである。⁽³⁸⁾

「電撃戦」戦略は1941年末以降実質的に放棄され、1942年初頭、Speer-Sauckel体制が成立した。1942年4月20日、Sauckelは労働配置計画において、ドイツ人女性の労働動員が、子孫繁栄という母性機能に対してもつ危険性を指摘し、さらに Sauckel は1942年4月の労働配置総監の「根本原則」において、ドイツ人女性に負担をかけないために、ドイツ人女性の労働義務を導入しないこと

注 (36) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 80f.; Mason: "Frauen", S. 176.

(37) Winkler: "Frauenarbeit", S. 116; Bajohr, S. 273f.

(38) 矢野「外国人強制労働への道」。

(39) Winkler: *Frauenarbeit*, S. 144ff.; Recker, S. 170.; Dok. 016-PS, *IMT*, Bd. 25, S. 63. わが国の研究としては大野英二『『第三帝国』におけるテクノクラートの役割』39頁以下参照。

を宣言し、ドイツ人女性の強制的労働動員は行なわず、自由意志にゆだねるものとした。⁽⁴⁰⁾ ナチスの母性イデオロギーがドイツ人女性の労働動員の実現に対してマイナスに作用した、ということが明らかであろう。しかしその際留意しなければならないのは、ドイツ人女性の強制的労働動員を行なわないということは、後述するように、とりわけ中・上層社会層の女性の労働動員を行なわないことを意味していたという点である。1939年5月の時点で女性は1,460万名が就業し、全就業者数の37%を占め、ドイツ経済にとって不可欠の労働力となっていた。その意味では、ナチスの母性イデオロギーというのは、あくまで、就業しない、あるいは就業する必要のなかった女性の「母性保護」にむけられていたのであり、社会階層と密接な関係にあったのである。⁽⁴¹⁾

第二に、女性の就業を阻むような制度があげられよう。これは、召集兵士の家族のための家族援助金制度であり、この制度は、兵士の残された家族の生活に対する「補償」を提供するもので、月200RMを上限に、夫の純収入の85%までを保証するものであった。⁽⁴²⁾ この家族援助金は女性の低賃金水準と比較するとかなり高額であり、これによって、妻は働かずに家族を養っていくことが可能となった。⁽⁴³⁾ それゆえ、この制度は、多くの兵士の妻が就業ならびに就業継続の意欲を失うという結果をもたらした。⁽⁴⁴⁾ 1940年4月に、ニーダーザクセン県知事はライヒ労働大臣にあてて、「これまで職業についていた女性が、夫が兵役に召集されるや、就業をやめるという現象、また、女性が従軍中の軍人と結婚後すぐにこれまでの職を放棄し、経済的にはもはや賃金に依存することなく生活するという現象が、今や一般的弊害になっている」と記している。⁽⁴⁵⁾

このように、女性の低賃金と劣悪な労働条件と結びついて、この家族援助金は女性就業者数を減少させることになった。⁽⁴⁶⁾ しかし、ナチス国家指導部は、女性就業者数がこれほど減少することは考えていなかったようである。そこで1941年6月、召集家族援助金制度の見直しを極秘裡に行ない、就業することを、援助金支給の条件としたのである。しかし、この見直しはけっして成果をあげたとはいえず、わずか3万4,000名の女性が就業することになったにすぎない。⁽⁴⁷⁾

こうして、大戦の初期段階で、ドイツ人女性の就業者数は全体として減少することとなった。⁽⁴⁸⁾ こうした状況のなかで、工業部門内部で消費財部門から生産財部門へドイツ人女性就業者の比重が推移したことは重要な意味をもっていたといえよう。しかしそれは、Overyが主張するような、ナチ

注 (40) Allgemeine Grundsätze des GBA. Das Programm hrsg. am Geburtstag des Führers 1942, in: *Handbuch*, S. 32ff.; Winkler: "Frauenarbeit", S. 116; Gersdorff, S. 54.

(41) Bajohr, S. 274; Arendt, S. 306.

(42) この制度はすでに1936年に制度化されたが (Albrecht, passim.), 1941年6月26日の法律によって統一的なものとなった。Schielin, passim.

(43) Albrecht, S. 75; Schielin, S. 451ff.

(44) Albrecht, S. 80; Schielin, S. 454f.

(45) Gersdorff, Dok. 127, S. 309.

(46) Kuczynski, Bd. 6, S. 256.; Zumpe, S. 350f.

(47) Winkler: "Frauenarbeit", S. 114; Bajohr, S. 257.

(48) Winkler: *Frauenarbeit*, S. 92. Eichholtz は支配者の側の民意に対する政治的な不安と恐れを強調している。Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 85.

ス国家指導部の意図的戦略によるものではなかつた。⁽⁴⁹⁾ というのは、ドイツ人女性の労働義務制が、戦時中においてもけっして広範囲には活用されなかつたからである。1940年6月までに全体で約25万名のドイツ人女性が労働を義務づけられたが、その大部分は、すでに就業している女性に対し、別の職場での労働を義務づけたものであつた。しかも、大戦初期には、ドイツ人女性の労働過程への配置投入、とりわけ、消費財部門から生産財部門への比重の推移は、強制的になされていたのではなく、あくまでも自由意志にもとづいていた。⁽⁵⁰⁾ しかしながら、1943年になると、ついにヒトラーもドイツ人女性の労働動員を積極的に進めることに応じざるをえなくなつた。

第二節 女性「労働動員」政策

そこで本節では、ドイツ人女性の労働動員体制の成立とその内容を明らかにすることにしよう。しかし、その際留意しなければならないのは、ドイツ人女性の労働動員も、戦争経済に労働力をいかに確保するか、という問題との関連において構想されていたということである。それゆえ、まず、1942年末から1943年初頭の労働力需要を分析し、それに対していかなる政策が導入されたかを考察し、次に、それとの関連でドイツ人女性の労働動員体制の成立とその内容を分析しよう。

ところで、この時期の労働力不足は、兵力と労働力をめぐる争奪の激化として特徴づけられる。⁽⁵¹⁾ ドイツ国防軍の兵力需要は、1942年末のスターリングラード攻防戦から翌年1月のスターリングラードでのドイツ軍包囲にいたる過程で、急激に高まつた。しかし、それに対し、この兵力需要に対応する数の兵力は存在しなかつた。そこで、1942年12月19日、ヒトラーは、軍需工業の「基幹労働力」を召集免除する条令を廃棄し、20万名の「基幹労働力」の召集をはかつた。また、1943年1月8日、ヒトラーはSpeerと申し合せて、召集免除されていた20万名の「基幹労働力」の追加召集を軍需工業から行なう決定（SE行動＝特別召集行動）を下した。しかし、国防軍自体の1943年前半期の緊急の兵力需要は80万名を数えていた。⁽⁵²⁾ 他方では、同時期に、軍需経済全体の労働需要は約150万名にのぼり、⁽⁵³⁾ よつて、兵力需要と労働力需要の対立は、「これほど先鋭化した時期はいまだかつてなかつた」といわれるまでに激しくなつていたのである。⁽⁵⁴⁾

こうした状況に対して、ナチス国家指導部は、生産面では、装甲車、航空機、潜水艦生産を最重点におき、第二位に精密機械、第三位に石炭生産、鉄鋼生産、化学工業製品を位置づけるという形で、緊急度によつて軍需生産を段階づけることに対処しようとした。⁽⁵⁵⁾

注 (49) Overy, S. 429f.

(50) Winkler: "Frauenarbeit", S. 112; Scharlau, S. 92f.

(51) 矢野「外国人労働者の強制連行・強制労働」

(52) Bleyer, S. 68ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 226.

(53) Bleyer, S. 79.

(54) Rede von Generaloberst Jodl vor Reichs- und Gauleitern vom 7. November 1943, Dok. 172-L, *IMT*, Bd. 37, S. 632ff.

(55) Bleyer, S. 74ff.

それでは、労働力の面ではナチス国家指導部はどのように対処しようとしていたのであろうか。ナチス・ドイツはすでに、戦時捕虜を含む外国人労働者の強制労働によって労働力需要を充足しようとしていたが、⁽⁵⁶⁾その成果は、戦況と労働市場のために十分なものではなかった。そこで、ライヒ総理府長官 Lammers, Goebbels, 党官房長官 Bormann は、1942年末から1943年初頭にかけて、新しい労働動員計画の作成準備を行っていた。43年1月7日/8日には、ライヒ総理府での協議会で、Speer, Keitel, Sauckel 等も参加して、(一)軍需経済上重要でない工業の「閉鎖」による労働力確保、(二)これまで就業していなかったドイツ人住民の労働動員、(三)軍需に不可欠な労働力として徴兵免除されていた労働者の召集、を内容とする労働動員計画を決定した。軍需経済への労働力の集中がはかられる一方、国防軍兵力の増員という方策が、「総力戦」遂行のための不可欠の措置として計画されることとなったのである。⁽⁵⁷⁾

こうした準備作業を経て、ヒトラーは1943年1月13日、「ライヒ防衛のための包括的労働配置布告」に署名した。この秘密布告の目的は、「前線出動のために戦闘能力ある男性」を確保することであり、そのために、「労働力が利用されていないか、あるいは充分には利用されていないあらゆる男女を把握し、彼らの労働能力に応じて労働配置する」ことをめざすものであった。⁽⁵⁸⁾国防軍最高司令部長官は、「軍需に必要な不可欠なすべての召集免除者を新たに厳格に検査し、戦争に重要な他の課題を危険にさらすことがないことを条件に、この召集免除を解除する」権限をもった。それによって生じた労働力不足を補うために、労働配置総監は、就業していない「16歳から65歳までの男性ならびに17歳から50歳までの女性」に「届出」を命ずる権限をもった。さらに、ライヒ経済大臣は、ライヒ防衛課題のために商業と手工業の労働力を確保するために「戦争経済あるいは生活に重要」でない企業の「閉鎖」を命ずることができた。⁽⁵⁹⁾

1943年1月30日のナチス政権樹立10周年に際して、Goebbels は「総力戦」のための総動員体制を宣言した。⁽⁶⁰⁾ここに、男女の別なくドイツ人を戦争経済に配置投入する「労働総動員」体制が宣言されることになったのである。しかし、これによって文字通りの「労働総動員」体制が確立したわけではなかった。ここで意図された「労働総動員」は、いかなる意味で「総動員」ではなかったのであろうか。ナチスの母性イデオロギーは、軍需経済的必要性の背後に退くことを余儀なくされてしまったのであろうか。

Sauckel は、1943年2月5日、6日の全国指導者大会で、労働総動員計画を説明している。彼は、

注 (56) 矢野「外国人強制労働への道」「外国人労働者の強制連行・強制労働」

(57) Bleyer, S. 58f.; Herbst, S. 207ff.; Recker, S. 180f. 軍需のために必要不可欠な召集免除者 (Uk-Gestellten) が約530万名も存在していた。(DZW, Bd. 3, S. 186.)

(58) *Der zweite Weltkrieg*, S. 186; Gersdorff, Dok. 179, S. 375ff.

(59) *Der zweite Weltkrieg*, S. 186ff.; Bleyer, S. 59f.; Recker, S. 182f. 同月27日のヒトラーの条令においては女性の届出義務は45歳に引き下げられた。*Reichsgesetzblatt I*, 1943, S. 67f.

(60) Moltmann, S. 22. f 「総力戦」構想の歴史については S. 18ff. 参照。翌月18日に Goebbels はスポーツ宮殿にて有名な演説を行なった。この演説については Moltmann, S. 23ff.

第一に、ドイツ人の「もっとも安全かつ合目的」な動員、第二に、可能なかぎり外国人労働力⁽⁶¹⁾の動員を要求した。同年4月20日の宣言でも Sauckel は、第一に、届出義務制によるドイツ人の労働総動員、第二に、占領地での労働総動員を命じており、Goebbels と同様、第一にドイツ人の労働総動員、第二に外国人の労働総動員を意図していたように思われる。その意味では、母性保護のために、ドイツ人女性の強制的労働動員を行なわないとしていた一年前と比べると、宣言上では、外国人に対してドイツ人の労働動員を優先し、かつ、実質的に、ドイツ人のなかでもドイツ人女性の労働動員を優先していたということは、労働力調達⁽⁶²⁾の歴史の中で一つの転換を意味したといえよう。しかしそれにもかかわらず、この「労働総動員」は文字通りの「総動員」ではなかった。というのは、妊婦、未就学児童をかかえる母、14歳以下の子供を二人もつ母は、「届出」義務から免除されていたからである。したがって、「労働総動員」の対象となったのは、まず、子のない、あるいは14歳以上の子供をもつ未就業女性であり、次に週48時間以下の就業をしていた女性、そして14歳以下の子供が一人しかいない女性であった。このように、対象となる女性の範囲は限定されており、その意味でこの時点においても、実際の「総動員体制」は構想されてはいなかった⁽⁶³⁾のである。

Sauckel 自身が同年2月初旬に述べているように、「いかなる事情があろうと」ドイツ人女性が「肉体的・心的健康を害さない」よう配慮しなければならなかった⁽⁶⁴⁾。それゆえ、この「届出」義務による「労働総動員」は、ドイツ人女性の社会政策・労働政策上の特権をおさえることなく、戦争経済のための増大する労働力需要に答えるという矛盾した政策であったといえよう⁽⁶⁵⁾。しかし、その際留意しなければならない点は、これまで就業していたドイツ人女性は、子供の数、年齢等一切考慮されずそのまま労働を続けていたという事実である。それゆえ、「労働総動員」の対象となり、かつドイツ人女性に対する社会政策・労働政策上の特権の対象となったのは、主として労働する必要のなかったドイツ人女性であった。自ら労働せざるをえなかった女性、換言すれば社会階層的には労働者階級、下層中間層に属していた女性の多くは、すでに労働過程に投入されており、したがって「労働総動員」の対象とはなっていなかったが、彼女たちは、社会政策・労働政策上の特権の対象ともならなかったのである。

したがって、就業していないドイツ人女性を労働動員することは、社会階層的には中・上流階層の女性を相対的により多く労働動員することを意味した。Speer は1943年1月26日の中央計画委員会で、「少なくとも100万名のドイツ人を軍需経営に移送するために講じなければならない措置は、

注 (61) Ausführungen des GBA auf der Reichs-und Gauleiter-Tagung am 5./6. Februar 1943, Dok. 1739-PS, *IMT*, Bd. 27, S. 591.

(62) Manifest des GBA vom 20. April 1943, Dok. Sauckel-84, *IMT*, Bd. 41, S. 231.

(63) Winkler: *Frauenarbeit*, S. 135.; Recker, S. 183f. その意味で、社会層の高低にかかわらず、平等に労働動員しようとする、1943年2月18日の Goebbels の労働動員構想は実際には何の反応もないままに終わっていた。(Moltmann; Herbst, S. 198ff.)

(64) Dok. PS-1739, *IMT*, Bd. 27, S. 611.

(65) Arendt, S. 309; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 228f.

非常に厳しいものであり、実際私の意見ではドイツ全体の上層の生活水準をさげることになる。これは、戦争の長期化が進むと、我々は大きかにはプロレタリア化するというを意味する」と述べていた。⁽⁶⁶⁾しかし、Speer は他のナチス指導者を説得することはできなかった。「労働総動員」は最初から、中・上流階層の「プロレタリア化」を意味するようなドイツ人女性の仮借なき労働動員をめざしてはいなかったのである。しかも、ドイツ人女性を労働動員する場合でも、パートタイム労働が適合的な形態であった。⁽⁶⁷⁾しかしこのパートタイム労働でさえ、後に述べるように、フルタイム労働を長年行なってきた労働者階級と下層中間層の女性にとっては、不満の対象となる可能性が残されていた。

第三節 女性「労働動員」政策の成果

この限定された部分的「労働総動員」はいかなる成果をあげたのであろうか。すでに述べたように、1943年1月に導入された「労働総動員」は、大別すれば、(1)企業「閉鎖」政策による労働力確保と、(2)ドイツ人住民(とりわけ女性)の「届出」義務制による労働動員とから構成されていた。

まず企業「閉鎖」政策であるが、⁽⁶⁸⁾これは、第一に、商業・手工業経営の「閉鎖」、第二に、直接軍需に関係していない工業経営の「閉鎖」ないし「選別」から成っていた。前者の商業・手工業経営の「閉鎖」政策によって、例えば食糧品関係では1943年6月中旬に2万1,000の経営が閉鎖され、それによって3万3,500名の労働者が確保された。しかし、こうしたやり方は住民に不安を与え、はやくも同年6月21日に経済大臣は商業・手工業経営の「閉鎖」政策の中止を指令した。この「閉鎖」政策で、少なくとも30万名の労働者が6月末までに確保される計画であったが、実際には11万4,000名が調達されたにすぎない。⁽⁶⁹⁾後者の軍需に特化されていない工業経営の「閉鎖」政策は、1943年3月16日に経済大臣によって布告されたが、対象となった経営の不安がつり、はやくも7月には、同月末までにこの政策を中止する決定がなされている。7月末までに15万名のドイツ人労働力が動員されたが、それ以降は、「閉鎖」に代わって「選別」(Auskämmung)によって労働力を動員するものとされた。⁽⁷⁰⁾1943年に全体で約40万名のドイツ人労働者が動員されている。

それに対して、就業していないドイツ人住民の「届出」義務制による労働動員はどのような結果をもたらしたであろうか。この措置は同年6月末までに終了するものとされ、Speer と Kehrl は、これによって200万名のドイツ人女性と100万名のドイツ人男性の労働動員を意図した。⁽⁷¹⁾1943年6月末までに「届出」された数は、女性304万8,000名、男性54万4,000名で、合計359万2,000名であっ

注 (66) zit. v. Janssen, S. 120.

(67) Bleyer, S. 118f.

(68) この時期以前の「閉鎖」政策については、Recker, S. 63ff. 参照。

(69) Bleyer, S. 105ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 229ff.

(70) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 234; Recker, S. 186; Bleyer, S. 106ff.; Herbst, S. 212, 219ff.

(71) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 232.

たが、そのうち、労働配置可能なのは、女性146万2,000名、男性11万6,000名で、合計157万8,000名にすぎなかった。実際に労働過程に投入されたのは、126万名のドイツ人女性と10万1,000名のドイツ人男性、計136万1,000名のドイツ人であった。しかも、動員された女性の51.5%がパートタイムで就業しており、⁽⁷²⁾ 実際の成果はもっと小さかったのである。

このように、「労働総動員」の諸措置のなかでは、ドイツ人女性の労働動員がもっとも大きな成果をもたらしていた。しかしながら、Sauckelは1943年11月18日ヒトラーにあてて、この間労働配置された女性のうち、50万名が医者⁽⁷³⁾の診断によって再び動員から解除された、と書き送っているように、労働動員された女性のうち、約40%がごく短時間で再び労働過程から離れていたのである。

ドイツ人女性の就業状況を全体としてみると、その成果の程度が明らかとなろう。表3と4が示すように、就業者総数は1942年5月末から一年間に123万名増加したが、1943年5月末からの一年間には41万9,000名も減少した。そのうち、ドイツ人男性就業者数は、1942年5月末から一年間に140万名減少し、翌一年間にさらに約129万名減少した。ドイツ人女性就業者の数は、1942年5月以降一年間に49万1,000名増加したが、1943年5月末からの一年間はほとんど増加していない。その意味で、就業者現在数で比較したかぎりでは、1943年5月からの一年間は、ドイツ人女性の労働動員が軍需経済の労働力需要に対応しては行なわれなかった年であった。ドイツ人女性の労働動員は、⁽⁷⁴⁾ 「完全な失敗」であったといえよう。それに対し、外国人労働者は1942年5月末からの一年間に214万5,000名も増加した。しかし、1943年5月以降はこの外国人労働者の就業者数の増加率も低下し、翌一年間には86万6,000名増加したにすぎない。結果として、1943年5月末以降就業者総数は減少することになったが、その中で外国人労働者の果たした役割は大きかったのである。

しかも、就業者の数においてばかりでなく、労働力の質からみると、労働配置されたドイツ人労働者は、召集された専門労働者の労働力の質にとうてい及ぶものではなかったと思われる。Sauckelは1943年3月、ヒトラーにあてて、「全く労働に慣れていないドイツ人女性は、召集された兵士の⁽⁷⁵⁾ 代わりをすることはできない」と書き送っている。さらに1943年の「特別召集行動」によって、1943年前半期に26万1,000名、後半期に17万2,000名の「基幹・専門労働力」⁽⁷⁶⁾ が国防軍に召集されたが、⁽⁷⁷⁾ 残存労働力と代替として投入された労働力双方の質が問題となった。(続)

注(72) 部門別では軍需経済に56万7,000名(そのうち53万7,000名が女性)、農業に28万7,000名(そのうち26万2,000名が女性)、その他に50万7,000名(そのうち46万1,000名が女性)が配置された。DZW, Bd. 3, S. 217; Gersdorff, Dok. 193, S. 399; Bleyer, S. 99; Arendt, S. 309; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 230. Herbstの推計では、136万1,000名のうち、パートタイムや労働能力を考慮すると実質的には、約91万2,000名になるという。Herbst, S. 211.

(73) Gersdorff, Dok. 206, S. 423f.

(74) 1944年2月16日の中央計画委員会でのMilchの発言。zit. v. Bleyer, S. 125.

(75) zit. v. Bleyer, S. 122.

(76) 「基幹労働力」とは代替不可能な労働力、「専門労働力」とは代替が困難であるとはいえ、かなりの時間をかければ代替可能となる労働力のことを意味した。

(77) Eichholtzは、1943年が戦争経済への労働力動員にとって危機的な年であったと主張している。Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 235f.

文献・資料リスト

- Albrecht, Gerhard: "Die Unterstützung der Familien Einberufener", in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 151, 1940.
- Arendt, Hans-Jürgen: "Zur Frauenpolitik des faschistischen deutschen Imperialismus im zweiten Weltkrieg", in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd. 26, 1982.
- Bajohr, Stefan: *Die Hälfte der Fabrik. Geschichte der Frauenarbeit in Deutschland 1914 bis 1945*, Marburg 1979.
- Bleyer, Wolfgang: *Staat und Monopole im totalen Krieg*, Berlin (O) 1970.
- Die deutsche Industrie im Kriege 1939-1945*, Berlin 1954.
- DZW: Deutschland im zweiten Weltkrieg*, 5 Bde., Berlin (O) 1974-1985.
- Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. I, Berlin (O) 1969; Bd. II, 1985.
- Gersdorff, Ursula v.: *Frauen im Kriegsdienst 1914-1945*, Stuttgart 1969.
- Handbuch für die Dienststellen des Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz und die interessierten Reichsstellen im Großdeutschen Reich und in den besetzten Gebieten*, Bd. I, Berlin 1944.
- Herbst, Ludolf: *Der Totale Krieg und die Ordnung der Wirtschaft. Die Kriegswirtschaft im Spannungsfeld von Politik, Ideologie und Propaganda 1939-1945*, Stuttgart 1982.
- IMT: Trials of the Major War Criminals before the International Military Tribunal*, 42 Bde., Nürnberg 1947-1949.
- Janssen, Gregor: *Das Ministerium Speer. Deutschlands Rüstung im Krieg*, Berlin/Frankfurt a. M. /Wien 1968.
- Klinksiek, Dorothee: *Die Frau im NS-Staat*, Stuttgart 1982.
- Kuczynski, Jürgen: *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 6, Berlin (O) 1964; Bd. 18, 1963.
- Mason, Timothy W.: *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939*, Opladen 1975.
- Mason, Tim: "Zur Lage der Frauen in Deutschland 1930 bis 1940: Wohlfahrt, Arbeit und Familie", in: *Gesellschaft. Beiträge zur Marxschen Theorie* 6, Frankfurt a. M. 1976.
- Mason, Timothy W.: *Sozialpolitik im Dritten Reich. Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft*, Opladen 1977.
- Moltmann, Günter: "Goebbels' Rede zum Totalen Krieg am 18. Februar 1943", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 12. Jg., 1964.
- 大野 英二『『第三帝国』におけるテクノクラートの役割』同著『ナチズムと「ユダヤ人問題」』リプロボート, 1988年所収。
- Overy, Richard J.: "'Blitzkriegswirtschaft'? Finanzpolitik, Lebensstandard und Arbeitseinsatz in Deutschland 1939-1942", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 36. Jg., 1988.
- Recker, Marie-Luise: *Nationalsozialistische Sozialpolitik im Zweiten Weltkrieg*, München 1985.
- Rupp, Leila J.: "Klassenzugehörigkeit und Arbeitseinsatz der Frauen im Dritten Reich", in: *Soziale Welt*, 31. Jg., 1980.
- Scharlau: "Der Arbeitseinsatz der Frauen im Kriege. Eine statistische Untersuchung", in: *Reichsarbeitsblatt* V, 1941.

- Schielin, Irma: "Der Familienunterhalt", in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 157, 1943.
- Schoenbaum, David: *Die braune Revolution. Eine Sozialgeschichte des Dritten Reichs*, München 1980 (1968¹), 邦訳『ヒットラーの社会革命』大島通義・大島かおり訳, 而立書房, 1988年。
- Schupetta, Ingrid: *Frauen- und Ausländererwerbstätigkeit in Deutschland von 1939 bis 1945*, Köln 1983. *Statistik des deutschen Reichs*.
- Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, hrsg. v. Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebietes, München 1949.
- USSBS: *The United States Strategic Bombing Survey: The Effects of Strategic Bombing on the German War Economy*, Washington 1945.
- Winkler, Dörte: *Frauenarbeit im "Dritten Reich"*, Hamburg 1977.
- Winkler, Dörte: "Frauenarbeit versus Frauenideologie. Probleme der weiblichen Erwerbstätigkeit in Deutschland 1930-1945", in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 17, 1977.
- WuS: Wirtschaft und Statistik*.
- Yano, Hisashi: *Hüttenarbeiter im Dritten Reich. Die Betriebsverhältnisse und soziale Lage bei der Gutehoffnungshütte Aktienverein und der Fried. Krupp AG 1936 bis 1939*, Stuttgart 1986.
- 矢野久「外国人強制労働への道——『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員——」『三田学会雑誌』81巻2号(1988年7月)。
- 矢野久「外国人労働者の強制連行・強制労働——1941/42年を中心に——」井上茂子他著『1939——ドイツ第三帝国と第二次世界大戦——』同文館, 1989年所収。
- Zumpe, Lotte: *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin (O) 1979.
- Der Zweite Weltkrieg. Dokumente*, Berlin 1972.

(経済学部助教授)